

職員の研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

職員の研修に関する規則の一部を改正する規則

職員の研修に関する規則（昭和三十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この規則で「職員」とは、その任命権が知事に属する一般職の職員をいう。	(定義) 第二条 この規則で「職員」とは、その任命権が知事に属する常勤の一般職の職員をいう。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。